

仕様書

1. 賃貸借物件名 超音波骨密度測定装置レンタル

2. 賃貸借物件 品名・規格等

(株)日立製作所製 超音波骨密度測定装置 AOS-100SA 【同等品不可】

※装置一式(装置本体・電源コード・足置き台アダプタ1・足置き台アダプタ2)及び付属のパソコン(検査結果データ分析・出力等処理用)、音響結合剤(エコーゼリー)を含む。

- ・装置本体と付属のパソコンを接続し、ソフトウェアを用いた検査結果データの取り込みが可能であること。
- ・検査結果データは、付属のパソコンから保健センターで保有するプリンターへ接続し印刷する。そのため、付属のパソコンは、保健センターで保有するプリンターのドライバーをインストール可であること。
- ・本装置の添付文書(2023年04月第8版)に記載の耐用期間7年を経過していないこと。別紙2参照。
- ・装置については、製造業者または指定の業者による保守点検を365日に1回以上実施していること。また、使用日において最終の保守点検実施日より365日以上経過していないこと。
- ・物件の引渡しにおいては、物件が正常な性能を備えていることを担保すること。
- ・賃貸借期間中に市へ貸し出す装置一式及び付属パソコンは、原則同一のものとすること。

3. 数量

超音波骨密度測定装置 AOS-100SA 一式 1台

付属パソコン 1台

音響結合剤(エコーゼリー) 必要量

4. 賃貸借物件使用場所 及び 賃貸借日程

堺市内の7保健センターで使用する。1使用日当たり、約30人の計測を行う。

各保健センターでの「使用場所における受取日」(使用日の1開庁日前)に物件の引き渡しを行い、「使用後発送可能日」以降に使用した保健センターから発送を行う。

保健センターの所在地及び日程については別紙1参照。

初回については、令和6年4月18日に東保健センターで受取を行えるように手配すること。

次回使用日の日程が近い場合には、使用后、物件を受注者へ移送せず、次の使用場所の保健センターへ移送し保管することも可とする。令和7年1月31日南保健センターでの使用後は、市が次の使用場所である堺保健センターへ移送を行う。その他、市の都合等、使用日における使用時間の延長等の不測の事態により、予定していた配送業者等による移送が行えなかった場合には、市が次の使用場所へ移送を行うことがあることを承知すること。

なお、概ね2か月毎には、物件を受注者へ移送返却し、受注者が物件の点検を行うこととする。その場合、物件を受注者へ移送返却する時期については、市と協議の上決定する。点検、修繕に要する費用は受注者の負担とする。

5. 移送方法

受注者の直接移送もしくは、配送業者による移送を手配し、市が定める指定場所にて受取できるよう手配をすること。保健センター間での移送及び、保健センターから受注者への移送の場合についても市が定める指定場所にて引き渡しを行うこと。また受取・発送については、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。

賃貸借期間中の物件の移送に要した費用は、全て受注者の負担とする。

6. 支払方法

契約代金の支払いは、2回払とする。

7. 故障時の対応

契約期間内に発生した物件の故障等の欠陥については、受注者はその責任において、速やかな代替機器の用意または修理を実施すること。

8. その他事項

(1)測定装置の保守点検の記録について、市が求めた際には開示すること。

(2)この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。